



府 公 第 3 2 号
平成 2 4 年 2 月 1 4 日

瀬 畑 源 様

公文書管理委員会



理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記 1 の諮問事件について、別添のとおり、当委員会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

あなたは、この諮問事件について、公文書等の管理に関する法律第 2 2 条において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 1 条の規定に基づき、当委員会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当委員会において、下記 2 のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事案

(1) 諮問番号：平成 23 年度諮問第 4 号

事 件 名：「侍従職「業務日誌」昭和 33 年」の利用請求に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

(1) 提出期限

平成 2 4 年 3 月 6 日（火）

(2) 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスにより、内閣府大臣官房公文書管理課に提出してください。

提出された意見書又は資料は、公文書等の管理に関する法律第 2 2 条において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第 1 3 条の規定に基づき諮問庁の閲覧に供することがあり得ますので、その適否について、あなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入して、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁の閲覧に供することにつき、「差支えがな

い」旨の回答があった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、ご了承願います。

(提出先)

〒100-8914

東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府大臣官房公文書管理課

不服審査担当 森、渡邊

TEL : 03-3581-4718

FAX : 03-5512-2914

理由説明書

1 異議申立ての対象となった宮内庁長官の処分について

本件異議申立ての対象となったのは、宮内庁長官が、「特定歴史公文書等利用不可決定通知書」(平成23年12月1日付け宮内書発甲第880号)(添付書類③)により、異議申立人に通知した利用不可決定である。

2 経緯

(1) 平成23年11月9日、宮内公文書館閲覧室に来訪した異議申立人が、対応に当たった同館担当者に対し、「この文書が宮内公文書館において不存在であることの通知なり決定なりが欲しいので請求する。」旨述べながら、同日付け「特定歴史公文書等利用請求書」(以下、「本件利用請求書」という。)(添付書類①)を手渡し、そのまま退出した。本件利用請求書の「目録に記載された特定歴史公文書等の名称」の欄には「侍従職「業務日誌」昭和33年」と記載されていたが、「識別番号」の欄には何も記載されていなかった。

(2) 公文書管理法第16条第1項では、特定歴史公文書等の利用の請求は、目録の記載に従って行うことになっている。しかしながら、本件利用請求書は、同項の規定にのっとり目録の記載に従った請求となっておらず、形式上の不備があると判断されたため、宮内庁長官は「特定歴史公文書等利用請求書の補正の求めについて」(平成23年11月11日付け宮内書発甲第833号)(添付書類②)により、異議申立人に対して、平成23年11月25日の期限までに補正を行うよう求めた。

その際、宮内庁長官は、「(備考)」として、「当館が保有する特定歴史公文書等の中には、「目録に記載された特定歴史公文書等の名称」の欄に記載された「侍従職「業務日誌」昭和33年」に該当する文書はありません。」と付記した。

(3) 宮内庁長官は、上記補正の期限を過ぎても、異議申立人から補正に応じる旨の連絡を受けなかった。

(4) 平成23年12月1日、宮内庁長官は、異議申立人の利用請求書に、形式上の不備があることを理由として利用不可決定を行い、「特定歴史公文書等利用不可決定通知書」(同日付け宮内書発甲第880号)(添付書類③)

により、異議申立人に通知した。

- (5) 平成24年1月21日、異議申立人から宮内庁長官あての異議申立書(平成24年1月16日付け)(添付書類④)が宮内庁に到達した。

3 異議申立人の主張への反論

- (1) 異議申立人は、「本文書は、・・・宮内庁書陵部内に保管されていることに疑いはないため、特定歴史公文書等として存在しないとする処分庁の決定は違法である」と主張する。

しかし、宮内公文書館は、異議申立人が本件利用請求書を提出した平成23年11月9日の時点で、「侍従職「業務日誌」昭和33年」なる名称の文書、又はそれに相当する文書は保存していなかったのであるから、異議申立人の主張には根拠がない。

異議申立人の利用請求は、宮内公文書館が公表している目録の記載に従わず、同館が保存していない文書を請求の対象として行ったものであるので、公文書管理法第16条第1項が規定する目録の記載に従った利用請求としては、形式上の不備がある。

異議申立人が利用請求書の補正の求めに応じなかったため、宮内庁長官が、本件請求に形式上の不備があることを理由として行った利用不可決定は、妥当かつ適法なものである。

- (2) なお、異議申立人は、平成21年8月31日に「侍従職「業務日誌」昭和33年」を閲覧したと述べるので、その経緯について補足説明する。

ア 異議申立人は、平成21年8月31日に宮内庁書陵部において、「侍従職 昭和33年 日誌」という簿冊(以下「本件簿冊」という。)の部分閲覧を行っている。

イ 本件簿冊は、昭和33年当時未成年であった内親王のお住まいに勤務して、御日常のご生活のお世話に当たっていた側近職員が、内親王に代わって日々の出来事を書き留めておいた日誌であり、本来皇室に帰属すべきものである。

しかし、異議申立人が閲覧した平成21年8月31日の時点においては、本件簿冊は、宮内庁書陵部が所蔵する歴史的資料の中に紛れ込んでおり、当時書陵部に備えられていた目録「書陵部歴史的資料ファイル検索システム」にも誤って「業務日誌(昭和33年)」というファイル名で登録されていた。

ウ 平成21年7月1日に公文書管理法が公布されたことを受け平成22年4月1日に設置された宮内公文書館は、同法第2条第3項にいう「国立公文書館等」として指定を受けることに備えて、同館が保存する資料について、同法第15条第4項の規定が国立公文書館等に作成・公表を義務付けることになる目録の作成準備作業を行った。

エ 上記作業の中で本件簿冊が宮内公文書館が保存する資料の中に紛れ込んでいたことが判明した。このため、宮内公文書館は、平成22年7月30日、本件簿冊を本来の帰属場所にお戻しするとともに、「書陵部歴史的資料ファイル検索システム」から「業務日誌(昭和33年)」というファイル名を削除した。

(以上)